

公益社団法人労務管理教育センター役員の報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人労務管理教育センター定款第26条の規定に基づき、理事及び監事に対する報酬等について定めることを目的とする。

(常勤理事の報酬の額)

第2条 週3日以上主たる事務所に勤務する会長、理事長、専務理事及び常務理事（以下これらの理事を「常勤理事」といい、これら以外の理事を「非常勤理事」という。）に支給する報酬は、総会において定める次の額とする。

- (1) 会長 月額400,000円
- (2) 理事長 月額350,000円
- (3) 専務理事 月額350,000円
- (4) 常務理事 月額350,000円

(非常勤理事等の報酬の額)

第3条 理事会に出席した非常勤理事及び監事に支給する報酬は、総会において定める次の額とする。

1回につき10,000円

2 前項の規定は、意見等を求めるために理事会への出席要請を受けた者にも適用することとする。

(常勤理事の退職金の額)

第4条 常勤理事に支給する退職金は、総会において定める次の額とする。

退任した日におけるその者の報酬月額に常勤理事として在任した年数を乗じて得た額

附 則

この規程は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年6月20日から適用する。